

三宅町建設工事発注見通し公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三宅町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、入札及び契約過程における透明性の確保、公正な競争を促進するため、発注見通しを事前に公表することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象工事)

第2条 公表対象となる工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事（設計金額が200万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序を維持するため秘密にする必要があるものを除く。）をいう。

(公表時期)

第3条 発注見通しを公表する時期は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日（予算が未成立の場合には、予算成立の日）以後速やかに
- (2) 10月1日

(公表方法)

第4条 発注見通し公表の方法は、次によるものとする。

- (1) 町広報誌に掲載
- (2) 町ホームページに掲載

(公表内容)

第5条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事種別
- (5) 工事概要
- (6) 入札及び契約の方法
- (7) 入札を行う時期

(公表予定調書の作成)

第6条 工事担当課は、発注見通しを公表する工事について、三宅町建設工事公表予定調書（様式第1号）を作成し、建設工事入札事務主管課（以下「入札事務主管課」という。）へ提出するものとする。

第7条 入札事務主管課は、三宅町建設工事発注見通し（様式第2号）により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

三宅町建設工事発注見通し

年度（ 月公表分）

番号	工事名称	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札及び契約の方法	入札を行う時期	担当課	備考

- 三宅町建設工事発注見通しは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条に基づき公表するものです。
- ここに記載した内容は、 年 月現在の見通しのため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- 入札制度の改正により、入札の方法が変更になる場合があります。
- 記載内容についてのお問い合わせは、担当課へお願いします。